相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東久留米市野火止二丁目九番、最後の住所埼玉県新座市新堀三丁目八番一二―二〇五号　被相続人　亡　江刺家重彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十一日

事務所さいたま市浦和区仲町三丁目二番二四号朝日ビル二階新井修市法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横山　豪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市大文字町一一〇番地、最後の住所不明　被相続人　亡　長谷　節夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十一日

石川県小松市芦田町二丁目一八番地

相続財産管理人　潮津　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿南市橘町幸野二四番地、最後の住所徳島市福島一丁目一〇番二五号市営福島高層団地二階四号室

被相続人　亡　金子　康行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十一日

兵庫県明石市大明石町二丁目八番一六号

相続財産管理人　司法書士　穴田　智久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県南国市里改田一六五三番地、最後の住所高知県南国市里改田一六五三番地の九

被相続人　亡　森國千惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十一日

事務所高知県高知市石立町七五番地

相続財産管理人　吉本　修治

無縁墳墓等改葬公告

墓地閉鎖にともなう無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年三月十一日

一、墳墓等所在地　愛知県東海市養父町南堀畑三四番地

一、墳墓等の名称　南堀畑杉江墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県豊田市乙部ヶ丘三丁目二〇番地一一号　杉江　光義

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年三月十一日

一、墳墓等所在地　福岡県北九州市小倉北区竪町一丁目二番一三号

一、墳墓等の名称　安國寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　福岡県北九州市小倉北区竪町一丁目二番一三号　宗教法人安國寺

代表役員　玉水　俊哲

型式部材等製造者の認証に関する公示

日本ＥＲＩ株式会社公示第Ｋ13号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の23第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成22年3月11日　　日本ＥＲＩ株式会社

代表取締役　中澤　芳樹

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成21年12月24日）

H. R. D. SINGAPORE PTE LTD

株式会社日本産業

製000707Aaca0010201、製000707Aaca0010202、製000707Aaca0010203、製000707Aaca0010204、製000707Aaca0010205、製000707Aaca0010206、製000707Aaca0010207、製000707Aaca0010208、製000707Aaca0010309、製000707Aaca0010310、製000707Aaca0010311、製000707Aaca0010312、製000707Aaca0010313、製000707Aaca0010314、製000707Aaca0010315、製000707Aaca0010316、製000707Aaca0010317、製000707Aaca0010318、製000707Aaca0010319、製000707Aaca0010320、製000707Aaca0010321、製000707Aaca0010322、製000707Aaca0010323、製000707Aaca0010324

任意清算公告

当社は、平成二十二年二月二十八日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年三月十一日

神奈川県横須賀市太田和二丁目六番一三号

マルイ商事合資会社

代表社員　河畑彦次郎

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第五九四号　昭和五十六年六月十八日

㈡　商号　海外旅行開発株式会社

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　海外旅行開発株式会社　東京都港区新橋三丁目一六番一二号　代表取締役　高橋　慎一

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都港区新橋三丁目一六番一二号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年二月十九日

四、当協会に預託した保証金等の額　金百万円也

五、第１号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金七千万円及び金百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年三月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

第51期決算公告

平成22年3月11日　神奈川県大和市上草柳172番地

日新工業株式会社

代表取締役　中村　坦生

貸借対照表の要旨　（平成21年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,399,122	流動負債	2,636,279
固定資産	2,306,671	固定負債	905,638
		負債合計	3,541,917
		株主資本	3,136,409
		資本金	162,000
		資本剰余金	2,974,409
		利益準備金	40,500
		その他利益剰余金	2,933,909
		（うち当期純利益）	（12,279）
		評価・換算差額等	27,467
		その他有価証券評価差額金	27,467
		純資産合計	3,163,876
資産合計	6,705,793	負債・純資産合計	6,705,793